

(5)項イ 旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの

設備の種類	設置の基準		
消火器	令10	一般	延面積 150㎡以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上
屋内消火栓設備	令11	一般	延面積 700・< 1,400 > ・(2,100)㎡以上 「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・< 300 > ・(450)㎡以上 「注1」
	条例42	地階を除く階数が5以上	全階 「注2」
スプリンクラー設備	令12	地階を除く階数が11以上	全階 「注3」
		平屋建以外	床面積の合計 6,000㎡以上 「注3」
		地階又は無窓階	床面積 1,000㎡以上
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500㎡以上 「注3」	
条例43	高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注6」	
屋外消火栓設備	令19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000㎡以上 ・準耐火建築物 6,000㎡以上 ・その他 3,000㎡以上 「注7」
動力消防ポンプ設備	令20	屋内消火栓設備	(令11)・屋外消火栓設備の設置基準による
	条例45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000㎡以上 「注8」
自動火災報知設備	令21	一般	延面積 300㎡以上
		特定1階段	全部 「注9」
		駐車のに供する部分	地階又は2階以上の階で床面積 200㎡以上
	階数が11以上	11階以上の階	
条例46	一般	延面積 150㎡以上 (準耐火建築物を除く。)	
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地階	床面積の合計 1,000㎡以上
漏電火災警報器	令22	一般	延面積 150㎡以上 「注10」
		契約電流容量	50Aを超えるもの 「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令23	一般	延面積 500㎡以上 「注11」
非常警報設備	令24	非常ベル等	収容人員 20人以上
		非常ベル等+放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上 ・収容人員 300人以上 (対象物全体に設置)
避難器具	令25	2階以上の階又は地階	収容人員 30人以上 (下階に(1)~(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)
		1階段で3階以上の階	収容人員 10人以上 「注12」
誘導標灯識	令26	避難口・通路・標識	全部
消防用水	令27	敷地面積が20,000㎡以上	1階及び2階床面積の合計 ・耐火建築物 15,000㎡以上 ・準耐火建築物 10,000㎡以上 ・その他 5,000㎡以上 「注13」
		高さが31mを超える建築物	延面積 25,000㎡以上 (地階を除く。)
連結散水設備	令28の2	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管	令29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000㎡以上
	条例48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則12他	一般	・延面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000㎡以上 「注14」
自動消火装置	条例4の4	地階等	厨房設備の入力合計 350kw以上 「注16」